



# 申請書類等の**押印の見直し**について

一部の申請書様式について、令和**3**年**1**月**4**日  
受付分から**押印を廃止**します。

なお、許可申請書や文書の成立の真正を署名により担保しないことにより、本人や第三者に不利益が生じるなどのトラブルの発生が懸念されるもの

(**委任状、同意書、承諾書等**)については、  
これまでと同様に**本人の署名**又は**記名押印**を必要とします。

- 押印見直しに伴い、一部の様式が改正されます。
- 新しい様式については、市の各申請ホームページ等にてご確認ください。
- 当分の間は、改正前の様式（旧様式）での申請も受付いたします。